

## プール学院大学・プール学院大学短期大学部 学生個人ロッカー使用規程

(趣 旨)

第1条 本規程は、「学生個人ロッカー」の使用について必要な事項を定める。

(所 轄)

第2条 「学生個人ロッカー」の管理並びに運営に関する業務は、学生課の所轄とする。

(用 途)

第3条 「学生個人ロッカー」は、学生生活に必要な荷物の保管に使用する。

(使用者)

第4条 「学生個人ロッカー」を使用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

1. 本学の学生
2. 学長が特に許可した者。

(使用時間)

第5条 「学生個人ロッカー」の使用時間は午前8時50分から午後7時までとする。

(使用許可)

第6条 「学生個人ロッカー」の使用を希望する学生は、本学が定める申込期間内に所定の手続きを行い使用許可を受けなくてはならない。

(使用期間)

第7条 「学生個人ロッカー」の使用期間は在学年度内とする。

(使用者の遵守義務)

第8条 使用者は、次の各号を遵守しなければならない。

1. 「学生個人ロッカー」は許可をうけた用途以外に使用してはならない。
2. 「学生個人ロッカー」は転貸してはならない。
3. ロッカールーム内において喫煙および飲食をしてはならない。
4. 「学生個人ロッカー」の鍵は各自管理し、紛失および盗難に注意しなければならない。
5. 清潔および整頓を心掛け、使用しなければならない。
6. 使用期間を終えたときは、原状に復して返還するものとする。

(損害賠償)

第9条 使用者が「学生個人ロッカー」を破損した場合は損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取り消し)

第10条 学長は使用者が本規程に定める遵守義務に違反した場合は、使用許可を取り消し、以後の使用を制限または禁止することができる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学長が行うものとする。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。

この規程は、2015（平成27）年4月1日から改正施行する。